

## 2007 年度地方財政計画の特徴と自治体の課題

企業偏重の成長政策を転換して、生活の豊かさをつくり支援する自治体改革を

奈良女子大学名誉教授 澤井 勝

( 1 ) 07 年度地方財政対策は 06 年 12 月 18 日に財務・総務両省で合意。

2007 年度の地方財政対策についての主な争点は、一方では法人税を中心とした国税と地方税の自然増収があり、交付税原資が法定分でも大きな伸びが見込まれたこと、他方ではこの間の地方財政の歳出規模の大幅な圧縮（決算と計画の乖離是正による地方単独事業の削減、職員定数の削減など）によって、財務省が早くから「地方財源不足の解消」「地方交付税の特例減額と国への融通、すなわち貸し付け」を主張したところにある。

結果としては、総務省側が地方には「交付税特会」に膨大な借金がありその返済を始めることを主張するなどして反論するなかで、地方財源不足を 4 兆 4200 億円を認めさせる一方、国と地方が地方財源不足額を折半して補填するというルールは維持しながら、今回は国の責任での補てん措置を行わないこととすることで折り合いをつけた。

( 2 ) まず 06 年度途中の国税等の自然増収については、06 年度の政府補正予算案では次のようになっている。

歳入	租税印紙収入の増加	4 兆 5900 億円
	税外収入	1813 億円
	公債金の減	2 兆 5030 億円
	前年度剰余金受け入れ	1 兆 5040 億円
	うち財政法 6 条剰余金	9009 億円
	うち地方交付税	6031 億円
	合計	3 兆 7723 億円

### 歳出（主なもの）

	災害対策費	8784 億円
	国債整理基金特会繰り入れ	9009 億円
	地方交付税	2 兆 1425 億円
	市町村合併体制整備費補助金	984 億円
	障害者自立支援対策関連経費	960 億円
	既定経費の節減	1 兆 0 372 億円
	合計	3 兆 7723 億円

すなわち、景気回復に伴ない企業収益の大きな改善によって法人税を中心とする租税収入が 4 兆 5900 億円の年度内の自然増収となった。この一部、2 兆 5030 億円を 06 年度の

国債発行の減額に充てたのち、さらに前年度（05年度）の剰余金と合わせた歳入増加額によって歳出の増額補正を行っている。内容は、まず地方交付税の法定分などで地方交付税として2兆1425億円。国債の償還を2年連続で行うために国債整理基金特別会計に9009億円を繰り入れる。

また市町村合併に伴う体制整備費の補助金984億円が計上された。この補助金は、今後10年間で581団体に1500億円が必要とされているもので、総務省はこの補正予算でその6割に当たる1200億円を要求していたものである。すなわち1500億円の6割以上が認められたかたちとなる。

### （3）障害者自立支援法施策の補正予算での措置

06年4月に一部施行され、10月に本格施行された障害者自立支援法に基づく障害者福祉策の修正については、960億円が補正で追加されている。この障害者自立支援法については障害者団体などから厳しい批判がある。特にサービス利用について一部利用者負担の導入にともなってサービスを利用することを断念する動きが顕著となり、「障害者自立阻害法」とまで酷評される状態が生じた。また障害者施設のうち特に軽度障害者のグループホームなどの利用施設が、補助金のカットのために経営が困難になっている。これでは、障害者福祉施策の貴重な担い手を、国の施策の失敗によって失うことになる。

この状況にまず対応したのが地方自治体である。06年1月に、京都市は本人負担軽減策を3年間をめどに導入することを決めている。年収230万円以下の利用者に対して、負担上限額を国基準の半分とする。

7月には大分市が10月からの利用者負担の軽減策を発表している。5月に実施したアンケート調査で障害者150人が負担増を理由にサービスの利用を中止か、控えていることが判明したことから、それに対応する緊急措置としてである。低所得者だけではなく、全所得者を対象とする。低所得者の場合は国基準の2分の1を市が負担するなど3段階。1億7千5百万円を予算化する。

2月に重度身体障害の娘と無理心中を図り殺害した母親に対する、6月上旬の福岡高裁での検察側の論告求刑では、「障害者自立支援法の施行で、家庭に漠たる不安が広がっていた。介護疲れの被告人を一方的に責めるのは酷かもしれない」と述べている。このような加害者の情状を汲む論告の基調は、殺された障害者の側に立ったものとは言いがたく、問題が多い。しかし、自立支援法が介護する家族を追い詰めていることを認めている点では評価しなければならないのだろう。

8月中旬までの「きょうされん」の調査では、8都府県と242市区町村が独自に減免策をとっているとされている。このような自治体の動きに促されて、とりあえず06年度補正予算で対応せざるを得なくなったものである。

さらに政府は、07年度予算では自己負担軽減策の予算として、07年度からの2年間に240億円を計上するとしている。また、厚労省の調査結果として、全国で10月までに入

所サービス利用者 13 万 5 千人のうち 598 人 (0.44%) が、通所サービス利用者 8 万 6 千人のうち 1027 人 (1.19%) が利用を中止している。NPO 法人「DPI (障害者インターナショナル) 日本会議」の調べでは、入所者の 1%、通所者の 5%、在宅障害者の 10~20% に影響が出ている (朝日新聞、07 年 2 月 6 日)。

(4) 地方公務員数は 12 年連続して減、  
始めて 300 万人を切る

総務省の「地方公務員定数管理調査」(1975 年から)によると、2006 年 4 月 1 日現在の地方公務員数は 299 万 8402 人と、調査を開始して以来、初めて 300 万人の大台を割り込んだ。前年に比べて 4 万 3720 人の減少である。1995 年以来減少に転じたものだが、この 12 年間で累積すると 28 万 4090 人の減少であり、8.7% の純減となっている。うち一般行政部門は 102 万 7128 人となり前年より 2 万 1732 人の減となった。

### 地方公務員数の推移 (各年 4 月 1 日現在)

(単位：人、%)

年	総数			一般行政部門		
	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率	職員数	対前年 増減数	対前年 増減率
6	3,282,492	11,693	0.4	1,174,514	7,172	0.6
7	3,278,332	▲ 4,160	▲ 0.1	1,174,838	324	0.0
8	3,274,481	▲ 3,851	▲ 0.1	1,174,547	▲ 291	▲ 0.0
9	3,267,118	▲ 7,363	▲ 0.2	1,171,694	▲ 2,853	▲ 0.2
10	3,249,494	▲ 17,624	▲ 0.5	1,165,968	▲ 5,726	▲ 0.5
11	3,232,158	▲ 17,336	▲ 0.5	1,161,430	▲ 4,538	▲ 0.4
12	3,204,297	▲ 27,861	▲ 0.9	1,151,533	▲ 9,897	▲ 0.9
13	3,171,532	▲ 32,765	▲ 1.0	1,113,587	注 ▲ 37,946	▲ 3.3
14	3,144,323	▲ 27,209	▲ 0.9	1,100,039	▲ 13,548	▲ 1.2
15	3,117,004	▲ 27,319	▲ 0.9	1,085,585	▲ 14,454	▲ 1.3
16	3,083,597	▲ 33,407	▲ 1.1	1,069,151	▲ 16,434	▲ 1.5
17	3,042,122	▲ 41,475	▲ 1.3	1,048,860	▲ 20,291	▲ 1.9
18	2,998,402	▲ 43,720	▲ 1.4	1,027,128	▲ 21,732	▲ 2.1

注)平成13年の純減数については、調査区分の変更により、一般行政部門から公営企業等会計部門に23,147人が移動しているためであり、その影響分を除いた場合の一般行政部門の増減数は、▲14,799人(▲1.3%)となる。

#### (5) その他の地方財政対策の前提条件等

1、歳入歳出一体改革で2011(平成23)年度までに国と地方のプライマリーバランスを黒字化することが基本方針で定められていた。そのための「要対応額」は16.2兆円程度(2006年度ベース)そのうち歳出の伸びの抑制で11.4兆円から14.3兆円をカバーする。「経済財政運営と構造改革の基本方針2006」、いわゆる「骨太方針2006」。残りは歳入改革、すなわち増税等によって賄われることが予定されている。

特に国民の生活に響いたのが社会保障関係費の自然増を毎年度2200億円抑制するとする方針である。これは一般会計ベースだと社会保障関係費の対応費用は1兆1千億円これを5年で抑制するために、毎年度、自然増を2200億円削減することとされている。

07年度は雇用保険の国庫負担を1800億円削減し、生活保護の母子加算を3年度間で廃止することで400億円を削減してクリアした。しかし、母子家庭の母親に対する就労支援はまだ十分ではない。また2年後からは、現在96万人が受けている児童扶養手当(全額支給で月に4万2千円)を、支給期間が5年を超えると、半額まで支給を削減することが決まっている。就労促進のためだとされるが職業訓練や受け入れ企業の優遇措置にも問題が少なくない。

また地方単独事業は、「基本方針2006」では国の公共事業とならんで、毎年度1%から3%減とされた。

#### 2、景気回復に伴う大幅な自然増収と国の予算

06年11月に「いざなぎ景気」を超えるが

給与所得の減少、労働分配率の低下と非正規労働者は3割に

今回の景気拡大は戦後最長の「いざなぎ景気」を超えたが、その特徴は個人消費の伸びが見られないことであり、多くの消費者にとっては好況感なき景気拡大であるという点がある。その基本的な理由は、経済成長の余沢が勤労者個人に還元されず、むしろ給与水準が下がるばかりか、雇用の不安定性が強くなっていることにある。企業収益は最高を更新する中で、労働分配率は70%台から60%に低下している。また給与所得は8年間低下し続けている。(国税庁の「民間給与実態調査」による、日経06年9月29日)

例えば、財務省が9月発表した2005年度の法人企業統計では、全産業の売上高は前年度比6.2%増の1508兆円と3年連続して増加した(9月4日、日経)。経常利益は15.6%増の51兆7千億円と4年連続して増加し、バブル期を上回って史上最高を記録した。

一方、パートやアルバイトを含む従業員給与は対前年度比0.5%マイナスの351万円で3年連続して減である。ピーク時の97年より10%以上のマイナスとなっている。

企業規模別の従業員給与は、大企業(資本金10億円以上)が1%増の587万円、中堅企業が(同1億円以上)1.1%減の415万円、中小零細は0.2%増だが284万円にとどまり、格差が目立つ。

このように企業収益は労働者に配分されていない。他方で経営者の報酬はストック・オプションの導入や、業績連動型役員報酬の採用などもあって大幅に伸びている。また株主への配当の急増、設備投資への傾斜がすすむ一方で、引き続き「非典型労働者」「偽装請負」への依存が深まっている。(現場では技術力の劣化と士気やモラルの低下が指摘されている。)

なお、昨年「2006年度地方財政計画と地方自治体」(『自治総研06年2月号』)の次の記述を、再録しておきたい。

OECDの「日本経済白書2005」(大来洋一監訳、中央経済社、2005年9月)によれば、以下の表のように、管理職を除く被雇用者のうち非常用雇用者(以下パート労働者ということにする。ここには派遣、臨時、請負などを含む)の割合は、1990年には4370万人のうち880万人と18.8%であった。この割合は1996年には19.9%とやや上向きで横ばいだったが、その後急速に拡大してきている。2003年には4950万人のうち1500万人と1.7倍となり、実に28.1%、4分の1以上を占めるまでになっている。パート労働者のOECD諸国の平均は15%であるから(同書、なおNIRAの整理によるとイギリスは23%、ドイツとカナダが20%、米が13%、フランス12%、イタリア11%、日経06年12月21日)、突出して非正規労働者の割合が高い国となっている。またこのパート労働者の賃金は、正規労働者の4割程度である。加えて、収入が低いために、健康保険、年金掛け金、失業保険の適用からも除外されている。

表 従業上の地位別の被雇用者(百万人)

年	合計	管理職を除く計 A	非常用雇用 B	比率 A / B (%)
1990	46.9	43.7	8.8	18.8
1991	48.8	45.4	9.0	18.4
1992	50.3	46.6	9.6	19.0
1993	51.2	47.4	9.9	19.3
1994	51.4	47.8	9.7	18.9
1995	51.7	47.8	10.0	19.4

1996	52.4	48.4	10.4	19.9
1997	53.5	49.6	11.5	21.5
1998	53.4	49.7	11.7	22.0
1999	52.8	49.1	12.3	23.2
2000	52.7	49.0	12.7	24.2
2001	53.4	50.0	13.6	25.5
2002	53.4	49.4	14.5	27.2
2003	53.4	49.5	15.0	28.1

『OECD日本経済白書2005』中央経済社、2005年、227頁、を加工した。元データは総務省労働力調査。

このパート（派遣や請負、臨時、短期出向を含む）労働者の特徴は、女性の割合が高いことと、男性の場合は若年層で比率が高いことである。女性の労働者のうちパートが占める割合は90年には31.8%だったが、2003年には41.6%に高まっている。男子のうち、15歳から24歳の年齢層では90年の14.9%から2003年の28.3%まで上昇している。いずれも95年以降に急速に伸びているのだ（「同白書」228頁、第6-3表）。

#### 07年度一般会計予算（自然増収、社会保障関係費カット、国債発行削減）

第一には、国税特に法人税の大幅な増収が見込まれている。税収の伸びは06年度当初予算に比べて7兆5890億円、16.5%増となっている。また所得税は「恒久的減税」による定率減税の廃止によって増収が見込まれる。

歳出カットでは、公共事業を3.3%抑制し、国家公務員の純減などが行われている。社会保障関係費の自然増の伸びを先ほど見たように、雇用保険の国庫負担金と生活保護の母子加算の廃止によって2200億円抑えた。雇用保険の国庫負担を1800億円削減、生活保護の母子加算を3年で廃止することで400億円、自宅に住む高齢者は生活保護からリバースモーゲージに転換させる、などである。

これらの結果、国債発行額を4兆5410億円削減して、25兆4320億円にしている。公債依存度は30.7%。06年度当初予算では37.6%だった。

#### 非対称の税制改革

今回の税制改革は、一方での企業減税を他方での家計負担転嫁によって賄うというかたちの税制改革だったと言えよう。減税は国税で07年度は4020億円、地方税で362億円、合計4442億円が予定されている。小幅な減税規模である。うち4388億円（国税で4020億円、地方税で368億円）は企業の減価償却制度の見直し（5%の残存価格を廃止して100%まで償却し全額の損金算入を認める）で、企業減税である。

金融資産からの利得である株式譲渡益と配当に対する優遇税制（源泉分離の10%課税）は07年度の1年延長することとされている。

一方で、恒久的減税とされた定率減税は07年度で全廃される。07年1月に所得税、個人住民税は6月以降となる。それに参議院選挙後に消費税の増税議論が本格化する。この争点を隠した「本間政府税調答申」は、国民を愚弄するものといってもよい。

また国民の負担増としては、厚生年金保険料率の引き上げが行われる。すなわちこの9月から14.642から14.996に引き上げられる。また国民年金保険料も07年4月に月額1万3860円から1万4100円に引き上げられる。いずれも2004年の年金制度改革によって定められているものである。

これらに加えて、既に導入されている利用者負担の拡充がある。障害者自立支援法による利用者負担の導入や介護保険施設利用へのホテルコスト徴収の導入、医療保険での原則3割の自己負担への移行などもあげられる。

#### 少子化対策の目玉、乳幼児手当

例外は少子化対策での児童手当の拡充で、06年度に支給対象児童を小学6年生まで広げた(第二子まで月5千円、第3子から月1万円)の続いて、07年度では2歳児まで1万円に増額するとされている。この児童手当の拡充についての地方負担は地方特例交付金で財源手当てを行う。

児童手当の受給児童数は06年度には1307万人になっている。1972年発足、初年度は3人目以降に4歳まで月3千円。86年に第二子から。92年から第一子にも拡大。06年4月に小学校6年生までに広げ、年収制限も緩和した。子どもが二人いるサラリーマン世帯では年収860万円未満に拡充し、子どもの9割をカバーしたことになる。予算も76年度の1690億円から06年度の8582億円に拡大。それでも出生率が低下してきたのはなぜか?若い子育て家族の支援には役立っているのは確かだが(日経、12月17日)。これでも欧州に比べるとなお低水準だ。児童手当は英国では週3300円(日本の2倍以上)で所得制限はない。フランスでは第二子から月1万5千円である。

#### (6) プライマリーバランスの改善

税の自然増収と歳出の抑制(社会保障費、交付税総額など地方財政経費、公務員数の減と給与の削減、公共事業費の3.3%削減など)によって、2007年度の国と地方のプライマリーバランスは大きく改善した。07年1月25日の閣議決定「日本経済の進路と戦略(参考試算)」によると、07年度予算ベース(歳出削減Aのケース)で、国は対GDP比で1.7%程度の赤字、地方は1.1%程度の黒字で、差し引き0.6%程度の赤字である。

昨年12月26日の内閣府の資料(経済財政諮問会議提出)によると、基礎的収支黒字化のための要対応額16.5兆円程度(「基本方針2006」)は、足下の増収増を織り込むと13兆円程度と3.5兆円圧縮された。他方、07年度予算での国・地方の歳出抑制によって歳出は3.5兆円程度圧縮される見込み。合わせて要対応額は7兆円の縮小で9.5兆円程度になるとされている。国のプライマリーバランスの赤字は06年度の11兆2114億円から4兆

4千億円になるとされている。

この勢いだと 2011 年度という黒字転換の目標は、前倒して実現できる可能性が高い。そうすると増税論が吹っ飛びかねないところが財務省の泣き所である。なお前提条件として、期間中の実質 GDP の成長率は 3.0%とされている。この比較的高い成長率には注意が必要である。

#### (7) 07 年度地方財政対策

地方財源不足は 4 兆 4200 億円が生じることが合意された。これは 96 年以来 12 年連続で地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に該当する。

財源不足補てんルールは、「平成 19 年度から平成 21 年度の間は、平成 18 年度までと同様、建設地方債(財源対策債)の増発によってもなお財源不足が生じる場合には、これを国と地方が折半して補てんすること」とされた。

折半の方法。国は一般会計から交付税特別会計に「臨時財政対策加算」を行う。地方は「臨時財政対策債」による。その元利償還金相当額は後年度に、その全額を基準財政需要額に算入する。

07 年度はまず、次のように補てんする。

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 1、財源対策債(建設地方債の充当率引き上げ)            | 1兆5900億円 |
| 2、臨時財政対策債                         | 2兆6300億円 |
| 3、特別交付金(減税補てんの特例交付金廃止に伴う3年度で6千億円) | 2000億円   |

この結果、折半するべき地方財源不足はこの段階で補てんされ、解消することとなった。したがって国の一般会計からの特例加算は 07 年度はゼロとされた。

臨時財政対策債 いわゆる折半対象の財源不足を補てんする臨時財政対策債の新規発行はゼロとなった。その上で、借り換え分と、決算と計画の乖離を是正するための臨時財政対策債が発行される。

01 年度以降の既往の臨時財政対策債償還	1兆0252億円
05 年度からの乖離是正で一般行政経費(単独)増加分	1兆6048億円
合計	2兆6300億円

この措置で地方財政計画における決算と計画の乖離は、07 年で基本的に解消することとなった。

児童手当の拡充による財源として「地方特例交付金」(児童手当特例交付金)が創設される。07 年度分として 470 億円、06 年度分と合わせて 1120 億円とする。配分は対象児童数による。

#### (8) 07 年度の地方交付税の総額



法定交付税率による額	14兆6196億円(前年度当初比8771億円、6.4%増)
特別会計剰余金	2153億円
繰越金	1兆5208億円(06年度中の法人税等の増収の一定割が地方交付税となるが、それを07年度交付税財源として繰り越した)
特別会計借入金償還額	5869億円
利子支払い	5661億円
差し引き	15兆2027億円(前年度比7046億円、4.4%減)

(9) 地方交付税の出口ベースの総額は2000年度から7年連続で減となった。00年度は21兆4107億円だったので、07年度は6兆2080億円減少。29%の減である。

なお交付税と地方税、臨時財政対策債を合わせた一般財源は2007年度は58兆2055億円となり、2000年度以降で最大になった。これは地方税の伸びによるもの。

(10) 交付税特別会計の借入金の償還を始めたこと。

国はその負担にかかる借入金残高18兆6648億円を07年4月から国の一般会計借入金として振り替える。以後は国債費として償還する(07年度分は1兆7322億円)。

地方はその負担分34兆1509億円について20年間の償還計画をつくり、06年度の補正予算から償還することとなった。06年度補正予算は5336億円を償還するが、これは06年度に予定していた新規の借入れを削減する形で行う。2007年度では5869億円を償還する。

(11) 地方交付税法附則第4条の2等の特別会計への一般会計からの加算などは基本的には2010年度以降に繰り延べる。

07年度に加算されるものとされていた6251億円は、借入金償還に当てるべく2010年度以降の3年間に均等に加算する。

2013年度以降に加算	3712億円
08年度と09年度に減算	1546億円

(12) 07年度から税源移譲(3億円の規模で、所得税から住民税に)が行われる。

この影響を把握する必要がある。また、住民税の徴収率の低い団体は、税源移譲の効果が大きく減殺されることとなるの、その改善対策が重要になる。

(13) 07年度から地方交付税の算定に新型交付税(面積と人口要件のみで投資的経費を算定、15兆円のうち5兆円程度)の考え方を導入する。鳥取県の第一次試算では、

全市町村がマイナスとなる。5 月以降に地方交付税法改正による新単位費用に基づく試算を行い、補正係数などの調整を行うことになる。7 月に提示される算定方式の結果がわかるのは中旬以降と予想される。

( 1 4 ) 地方財政再建法案がこの通常国会に提出される見込み。総務省の「新しい地方財政再生制度研究会」の報告(06 年 12 月 8 日)では 4 つの指標の整備と早期是正スキームと再生スキームの提案が行われている。特に連結した債務のストック指標がどうなるかが重要である。

( 1 5 ) 地方税の見込み

07 年度の当初の見込みでは 40 兆 3728 億円で、前年度より 5 兆 4745 億円、15.7% の増加である。道府県税が 22.2% 増、市町村が 10.5% 増。

道府県民税のうち住民税所得割 91.4% 増、法人税割 29.6% 増、利子割 59.1% 増、法人事業税 16.5% 増。一方で、地方消費税は 0.3% の減、個人消費の低迷を反映している。

市町村民税では、所得割 21.3% 増、法人税割 30.9% 増。固定資産税は 2.2% の伸びが鈍い。

( 1 6 ) 地方譲与税

所得譲与税が税源移譲にともないなくなるので、前年度比 81.0%、3 兆 233 億円減の 7091 億円(道路譲与税、石油ガス、航空機燃料、自動車重量譲与、特別トン)である。

( 1 7 ) 地方特例交付金など 3120 億円

地方特例交付金(児童手当)は前述のように	1120 億円
減税補てんの特例交付金の後継者である特別交付金	2000 億円

( 1 8 ) 地方債

地方債計画は 12 兆 5108 億円、前年度比 1 兆 4358 億円、10.3% の減となった。

うち普通会計債は 9 兆 6529 億円で、1 兆 1645 億円、10.8% 減である。

退職手当債を 5900 億円計上している(団塊の世代対策として)。

臨時財政対策債は 2 兆 6300 億円計上している(借り換え債が主となる)。

政府資金の繰上げ償還(補償金なし)を行う。

政府資金とは、財政融資資金、簡保資金、公営公庫資金である。

普通会計債と公営企業債(上水、工水、下水道、地下鉄、病院に限る)の 5% 以上の金利の地方債を対象とする。全体で 5 兆円の規模を予定している。

## ( 19 ) これからの課題

昨年度に次のような提案をしている。この提案に加えて後述のような具体的な取り組みが望まれる。

### 、全体の地方財政の見通しと行財政改革

1、前提として、地方財源は伸びないと見ておかなければならない。来年度について言えば、法人関係税の伸びで、地方税が伸びている。しかし、交付税の減などで、一般財源の規模自身は伸び悩むことに変わりがない。

2、もちろん自治体の努力によって税源を拡充し、財源を豊かにしていくことは依然として第一の課題である。新しい地域活性化の努力によって、企業誘致などや、観光やグリーンツーリズム施策野展開などによる交流人口の拡大は喫緊の課題である。団塊の世代の地域への定着、IターンやUターン施策も重要である。

ただし、これら世代が後期高齢者となる15年後以降に高まる介護サービス需要を如何に抑制するかという難題がある。これには、地域福祉計画の住民参加による策定と、地域福祉推進行動計画を、健康日本21計画などと総合して策定・推進する必要がある。これによって「90までピンピン生きて、ころりと逝く」PPK運動の各地域版が望まれる。そのためには、地域コミュニティを再構築することが必須の課題である。大字単位、地区単位、小学校区、中学校区ごとのコミュニティ施策を、地域自治区などの既存の制度をも活用しながら整備すべきである。

そしてこれら団塊の世代誘致策は、ロスト・ジェネレーションと言われる20歳代後半から30歳代の若年層の地域定着施策と合わせてを構築することが求められる。

3、一方で、人びとの生活のリスクの高まりをカバーするために、公共的に解決しなければならぬ仕事は増えていく。

4、したがって行政と市民との「協働」によって公共サービスを支えていくことが求められる。そのための制度的な整備が急がれる。

5、行政は市民の新しい動きをつぶさず、支援していくことが求められる。NPOなどを良く理解し、対等な立場であることを十分に踏まえることが大事だ。「安上がり行政」の手足としてはならない。そのために、「NPO・市民との協働の原則」を定めた「協働推進条例」や、市民参加推進計画を各部署ごとに定めた「市民参加推進条例」、「自治基本条例」

などの制度整備が必要である。

6、市民は、行政への過度の依存から脱却して、できるところから始めることが必要である。まず自腹を切り、時間を使い、家や場所を開くことから始める。

7、これらのことを通じて、地域での「小さな公」の形成が展望される。「下請ではない本物の協働」、「市民的公共性」の再創造への努力が求められる。

8、それは地域社会を「コミュニティー型」の組織と、(アソシエーション型)の組織とが融合し、連携できるものとして再創造することである。

2007年度の重点的な地域課題をあげれば次のようになるであろう。この「地域課題」とは、地域において実現したい公共的課題である。すなわち今、眼前にある公共的課題を地域において、市民組織と自治体が解決する制度や仕組みを創造することがまず必要である。それによって国の制度の改革を牽引することが結局は早道である。この間の、介護保険制度の改革は、富山県や長野県、宮城県などの地域での新しいケアシステムをつくる努力があり、それが全国的に波及するという道筋がとられたことにもっと着目したい。

1、 地域社会での格差を是正できるところから解消するよう務める。

、障害者自立支援のために

- ・単独の支援策として利用者負担の軽減策を工夫する。
- ・生活支援相談員の配置と関係機関との連携強化を図り、専門家集団のネットワークをつくる。
- ・担当者の研修システムをきちんと整備する。講義とワークショップによる事例研究と経験の交流を通じて、権利擁護や虐待への適切な対応など、現場のスキルを引き上げる。

、低所得者の自立支援

- ・就労支援施策を相談員の配置と、健康や福祉など他の部局との協力で進める。改正職安法を活かし、無料職業紹介事業を市町村など自治体で行い、ハローワークなど国の機関と連携して求職者と求人会社をつなぐ。
- ・職業訓練の独自な展開を持続的に図る。
- ・生活相談の専門員を育成する。法律相談を受ける専門職員をつくり、これら相談事業をバックアップする法律家やコンサルタントなどの専門家、機関とのネットワークをつくる。

、アスペルガーなど教育支援事業

07年度予算で拡充されている施策を確実に展開する。

2、 地域最低賃金の引き上げ（民主党は時給 1000 円に引き上げを主張）。最低基準としてのリビング・ウェイジ（生活できる賃金）の基準を生活保護基準と整合性のある水準に定めるべきである。

厚労省は最低賃金法の改正案を次期通常国会に提出する方針としている。生活保護より低い最低賃金制度の見直しを地域最低賃金の引き上げと、生活保護の引き下げで行うとされている。地域最低賃金を「地域の生活費や賃金、事業者の支払い能力」を基準に決めるとする。現在、最低賃金の時給で 1 日 8 時間、月 22 日働いた月給が、生活保護の支給額（住宅扶助の限度額と生活扶助の合計）が上回るのは東京都、神奈川県、大阪府、北海道など 11 ある。東京都在住の 28 歳独身をモデルにすると、最低賃金での月給は 12 万 5 千円、生活保護は約 14 万円となる。

3、公正労働基準を地域で確立する。

、「公契約条例の制定」と「総合評価一般競争入札制度」を確立する。これらを通じて談合の防止と、社会的価値の実現を図る。そして N P O や民間委託先の雇用労働条件の引き上げを行う。

、役場での「非正規雇用」( 臨時職員、嘱託職員、パート、アルバイト、請負従業員 ) などの待遇改善、同一労働同一賃金の実現の公共部門での実現の取り組み。

4、専門職の最低賃金の確立、特にホームヘルパーが安心して働ける労働条件を。登録ヘルパー制度の廃止も考える。短時間公務員制度も検討する。

5、税の公平性の確立。( 国の制度改正だが、地域においても議論することが重要 )

、所得税の累進性を回復する。少なくとも 1988 年度の最高税率 60% に ( 国と地方の合計 )

、金融資産からの所得の総合課税化。基礎年金番号等による名寄せの実施。

、消費税を複数税率とする。インボイス方式に移行する。

、法人事業税の外形標準課税は、資本金要件は撤廃する。

石弘光前政府税調会長は次のように述べている。「法人税減税一辺倒の議論に違和感を覚える」と批判。「特定の者や業界を優遇する税制は不公平を生む。一方で家計増税になれば国民の支持は得にくいだろう。」「減税食い逃げ的な議論や、経済成長で全てが解決されるというような話は無責任だ。所得税の最高税率引き上げを

含めた見直しや、証券税制の優遇措置の廃止なども議論する必要がある。」(朝日新聞、10月22日)

- 6、税制改革の方向性としては、「現代的な福祉社会」の実現を掲げ、国民負担率(国民所得に対する租税と保険料の割合)を、少なくともイギリス並みの水準にまで引き上げる。そのことに対する多くの国民・住民の合意を形成するための議論を進める。
- 7、最後のセイフティーネットとしての生活保護制度の改革。「はいりやすく、出易い生活保護」。生活支援就労相談員の配置。社会福祉事務所は生活支援センターに。なお、全国知事会と全国市長会の研究会、「新たなセイフティーネット検討会」の報告書「新たなセーフティーネットの提案」(2006年10月)も参照していただきたい。
- 8、公契約改革としては、談合および官製談合の防止に全力で取り組む必要がある。府県の公共事業の落札率(落札予定価格と落札予定額との比率)がなお半数以上で90%を超えていない(読売新聞調査など)。また、市区町村では一般競争入札を導入しているのは06年4月現在で46.8%にとどまる、国土交通省、総務省、財務省の3省による調査(東京新聞)。
- 9、団塊の世代の「地域定住」施策の展開。若年層の地域定住、雇用・就労政策の展開。「元気で90まで」の地域医療・保険・福祉施策による医療保険など社会保障経費の抑制に向けて。島根県の財団法人「ふるさと島根定住財団」の事業では、1996年に始まった、1年間の「産業体験」を1039人が修了し、そのうち498人の定住を実現している。
- 10、自治労など労働組合とNPOなど市民との協働と協議・論議の場をつくる。1950~60年代の地区労運動や「いのちとくらしを守る運動」が参考にされていい。継続した地域の祭りを市民団体や経済団体などと共催することも考えられて良い。もちろん、環境問題や地域の安全など、特定テーマの連続したシンポジウムの開催などのイベントとそれを通じたアピールが必要である。

労働組合を基盤としたNPOをつくってもよい。奈良県の「東吉野村まちづくりNPO」、06年1月に法人登記し、地域福祉の担い手として活動。村の運営協議会の設置を受け、近畿運輸局の認可も受けて「有償移送サービス」を始めている。
- 11、地方公務員には「一職員一NPO」を担い、「二足のわらじ」をはくことを薦める(参照『自治総研』06年3月号、巻頭コラム)。細内信孝は「サラリーマンは多足

のわらじを」と言っている(『みんなが主役のコミュニティ・ビジネス』ぎょうせい)。

#### 1 2、地域ファンド、コミュニティ・ファンドを形成する。

- ・ 日本の寄付文化を再構築する。大阪の淀屋橋の架橋、町人請負新田開発、東京の市政調査会(日比谷公会堂)など。そして緒方洪庵の「滴塾」と各在所の「寺子屋」は市民的な自学自習の施設だった。
- ・ 1%税とその条例化を進める。
- ・ 「頼母子講」と「ゆい」の伝統を継承し、沖縄の「共同店」、京都府南丹市美山町の「タナセン」に学ぶ。
- ・ 山口県の西京銀行などのコミュニティ・ファンド、墨田区のコミュニティ・ビジネスを広げる。世田谷区の公益信託によるまちづくりファンドも参考になる。

#### 1 3、21 世紀の「新しい市民社会の構築」を目指して、「現代のコーヒーハウス」をつくる。集まって議論し、情報を発信する場をつくる。たまり場をつくり、まちの縁側をつくる。まちかどデイハウスやまちおこしイベントとその実行委員会もまた、「現代のコーヒーハウス」である。

「コーヒーハウス」とは、「新しい市民的公共性」を育む装置である。17 世紀のヨーロッパのブルジョワ革命の温床となった「夕食会(ドイツ)、サロン(フランス)、喫茶店(イギリス)とでは、その会衆の範囲や構成において、交際の様式において、議論の雰囲気において、主題的関心において、きわめて異なっていたが、とにかくそれらはすべて、傾向上は私人たちの中の持続的討論を組織化するものである。」(ユルゲン・ハーバーマス『公共性の構造転換』)

なお、澤井のホームページ『地方財政情報館』も参照されたい。